神奈川県立愛川高等学校同窓会々則

１章　〔名　称〕

１条　本会は、神奈川県立愛川高等学校同窓会と称する。

２章　〔目　的〕

２条　本会は、会員相互の交歓をはかり、かつ母校の発展に協力することを目的とする。

３章　〔事務局〕

３条　本会の事務局は、神奈川県立愛川高等学校内に置く。

４章　〔会　員〕

４条　本会は、次の会員をもって組織する。

１．普通会員　母校の卒業生、及びこれに準ずる者。（但し、転退学生も希望により入会することができる。）

２．特別会員　母校の職員、及び職員であった者。

５章　〔役　員〕

５条　本会に、次の役員を置く

１．会長　１名　　２．副会長　２名　　３．書記　２名

４．会計　２名　　５．幹事　若干名　　６．顧問　若干名

６条　役員の任務は、次の通りである。

会長は、本会を代表し本会全般に関する事務を統轄する。会長不在の時は副会長がこれを代行する。

書記は、総会、役員会の議事の記録、及び各会合の通知を発送する。

会計は、本会の経理を処理し、総会において報告する。

幹事は、役員に協力し事業運営にあたる。

７条　会長、副会長は幹事会において会員中より選任し、総会出席会員の３分の２以上の同意を得て選出する。

書記、会計は幹事の互選により選出し、会長が委嘱する。

幹事は、卒業年次の各クラスより選出する。

８条　役員の任期は１年とする。但し、再選は妨げない。

６章　〔事　業〕

９条　本会は、第２条の目的を達成するため次の事業を行う。

１．総会の開催（臨時も含む）　２．会報発行　３．会員名簿の発行

４．母校後援に関する諸事業　５．交歓会　６．その他

７章　〔会　議〕

１０条　総会を年１回開く。但し、必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

役員会は会長がこれを召集し、必要に応じ開くものとする。

８章　〔会　計〕

１１条　普通会員は、入会の際、終身会費２０００円を納入する。尚、必要に応じ臨時会費

を徴収することができる。

１２条　　会計年度は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

９章　〔改　正〕

１３条　　会則は、総会出席会員の３分の２以上の同意をもって、改正することができる。

付　　則

１．顧問は、母校校長とする。

２．本会員が、その住所、氏名、職業を変更した場合、速やかに事務局に通知しなければならない。

３．慶弔規定は、別にこれを定める。